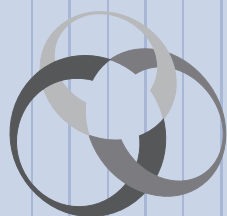


クレジット ワークブック



[解説]

先生用



一般社団法人

日本クレジット協会

クレジット教育センター

名前

はじめに

クレジットは、消費者が選択できる商品やサービスの支払手段のひとつとして、消費生活の中に浸透しています。近年は、税金や公共料金の支払いにも利用されるなど利用範囲も拡大し、現在の高校生、中学生の多くが、近い将来、社会人としてクレジットを利用することが予想されます。

この「クレジットワークブック」は、学校の限られた授業時間の中で、クレジットカードのしくみや利用上の留意点など、基本的なクレジットカードの利用のしかたを、生徒が考えながら学習していただくための教材として平成24年に作成したものです。「生徒用」「先生用」の2つがありますが、「生徒用」を書き込み用として配布いただき、「先生用」は各設問を解説する資料としてご利用ください。

内容はクレジットカードの特徴、申し込みと審査、利用方法、利用上の留意点など実際の流れに沿ったものにしてはいますが、このたび、日頃、先生方から寄せられる質問・ご意見や昨今のIC化などクレジットカードを巡る環境の変化などを考慮して内容を見直し、改訂いたしました。

各設問ごとに、先生方の指導のポイントも記しておりますので、別に発行しております生徒用基礎資料「くれじっと入門」、教員用参考資料「クレジット教育実践の手引き」とともにご活用いただければ幸いです。

一般社団法人日本クレジット協会
クレジット教育センター

も く じ

Q 1	クレジットカードって何？	2
Q 2	クレジットカードってどんな仕組みなの？	4
Q 3	クレジットカードってだれでも利用できるの？	6
Q 4	クレジットカードってどうやってつくるの？	8
Q 5	クレジットカードが手元に届いたら何をしたらいいの？	10
Q 6	クレジットカードの支払いってどんなものがあるの？	12
	計算してみよう！	14
Q 7	クレジットカードって、どこで使えるの？	16
Q 8	暗証番号やサインにはどんな意味があるの？	18
Q 9	ネットショッピングではどんなことに注意すればいいの？	20
Q10	クレジットカードの利用状況はどうやって確認したらいいの？	22
Q11	クレジットカードの貸し借りって、できるの？	24
Q12	クレジットカードをなくしたら、どうすればいいの？	26
Q13	クレジットカードの利用で困ったことがあった場合、どうしたらいいの？ ...	28
Q14	「多重（・多額）債務」という言葉を聞くんだけど、 何が原因でおこるものなの？	30

Q1

クレジットカードって何？

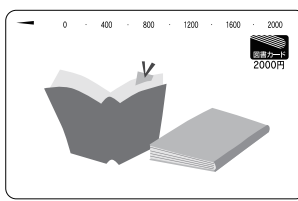
以下のカードは、商品が買えるカードです。
商品の代金の支払い方法について、クレジットカードとその他のカードの違いは何でしょうか？

回答

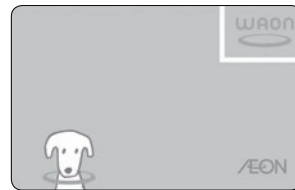
()

さまざまなカード

【プリペイドカード】



【電子マネー】



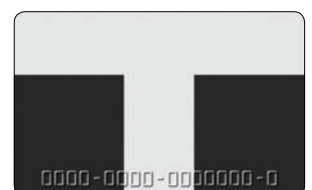
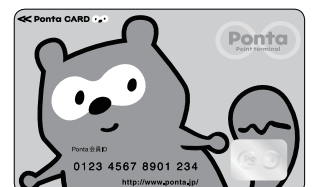
【デビットカード】



【クレジットカード】



【ポイントカード】



A1

クレジットカードの支払いは後払い。

同じような形をしたカードでも、プリペイドカードや電子マネー、ポイントカードなど、さまざまなカードがあります。

その中で、クレジットカードは後払いの機能を持っています。

以下に、プリペイド、電子マネー、デビット、クレジットの4種類のカードの特徴をまとめていますので、比較してみてください。

なお、ポイントカードは、本来商品を買うためのカードではありませんが、お買い物などでたまったポイントを商品等を購入する際に利用できる機能を有しています。

	プリペイド カード	電子マネー	デビット カード	クレジット カード	(参考) ポイントカード
代金の 支払方法	前払い	前払い	即時払い	後払い	貯まったポイント を使う
カードの 入手方法	カードをお金で 購入する	カードの申し込み をして、現金また はクレジットカード でチャージする	金融機関に預金口 座をつくってカード の申し込みをする (J-Debitはキャッシュ カードがそのまま使え る)	クレジットカード の申し込みをしてク レジット会社の審 査を受ける	発行元に申し込み をする
利用者の 制限	誰でも利用可能	カード名義人 (カードにより異なる)	口座名義人のみ 年齢制限はなし	カード名義人のみ 一般的に18歳以上	カード名義人
他者への 譲渡や貸与	できる	カードにより異な る	できない	できない	原則できないが、 ポイントをプレゼ ントできるものも ある
利用金額	購入金額の範囲内	チャージした 金額の範囲内	預貯金額の範囲内	利用可能枠の範囲 内	貯まったポイント の範囲内
利用方法	カードの種類に よって異なる (利用できる場所、 サービス等が制限さ れている)	カードの種類に よって異なる (利用できる場所、 サービス等が制限さ れている)	端末機に暗証番号 入力	端末機に暗証番号 入力または利用伝 票にサイン	店員に処理を依頼 (店員が読み取り機で 処理)

※それぞれのカードは必ずしも独立したものではありません。たとえば、クレジットカードには電子マネーやポイント、マイレージが付く機能を有しているものもあります。

※クレジットカードはコンビニやスーパーなどの小額利用では、一部暗証番号やサインを省略できるところもあります。

ポイントの Point!

カードの形をしているものはたくさんあります。支払の方法だけでなく、それぞれの特徴を確認してみましょう

●クレジットカードの特徴については『クレジット教育実践の手引き』P.12をご覧ください。

Q2

クレジットカードって どんな仕組みなの？

クレジットカードを利用すると、後払いで商品を購入することができます。なぜそのようなことができるのでしょうか？

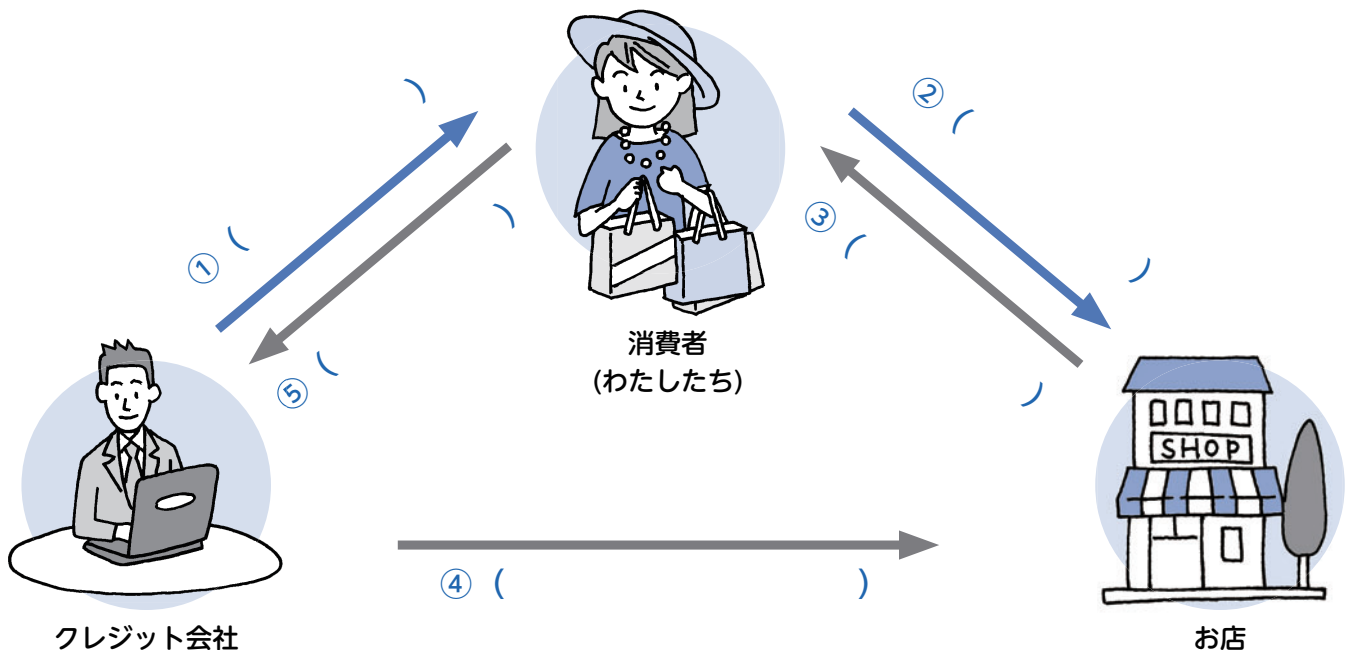
クレジットカードを利用した、商品とお金の流れについて、消費者、お店、クレジットカード会社との関係を考えながら、回答してください。

- ① あらかじめクレジットカードの中にお金を貯めてあるから
- ② クレジットカードを持っている人にはお店が支払いを待ってくれるから
- ③ (後で支払いをするという約束のもと) 私たちが買い物をした商品の代金をクレジットカード会社がお店に立替えてくれるから

回答 ()

①～⑤ の () の中に入る言葉を、以下の中から選んでください。

クレジットカード発行 商品受渡し 代金の立替支払い
クレジットカード提示 クレジット会社への後払い



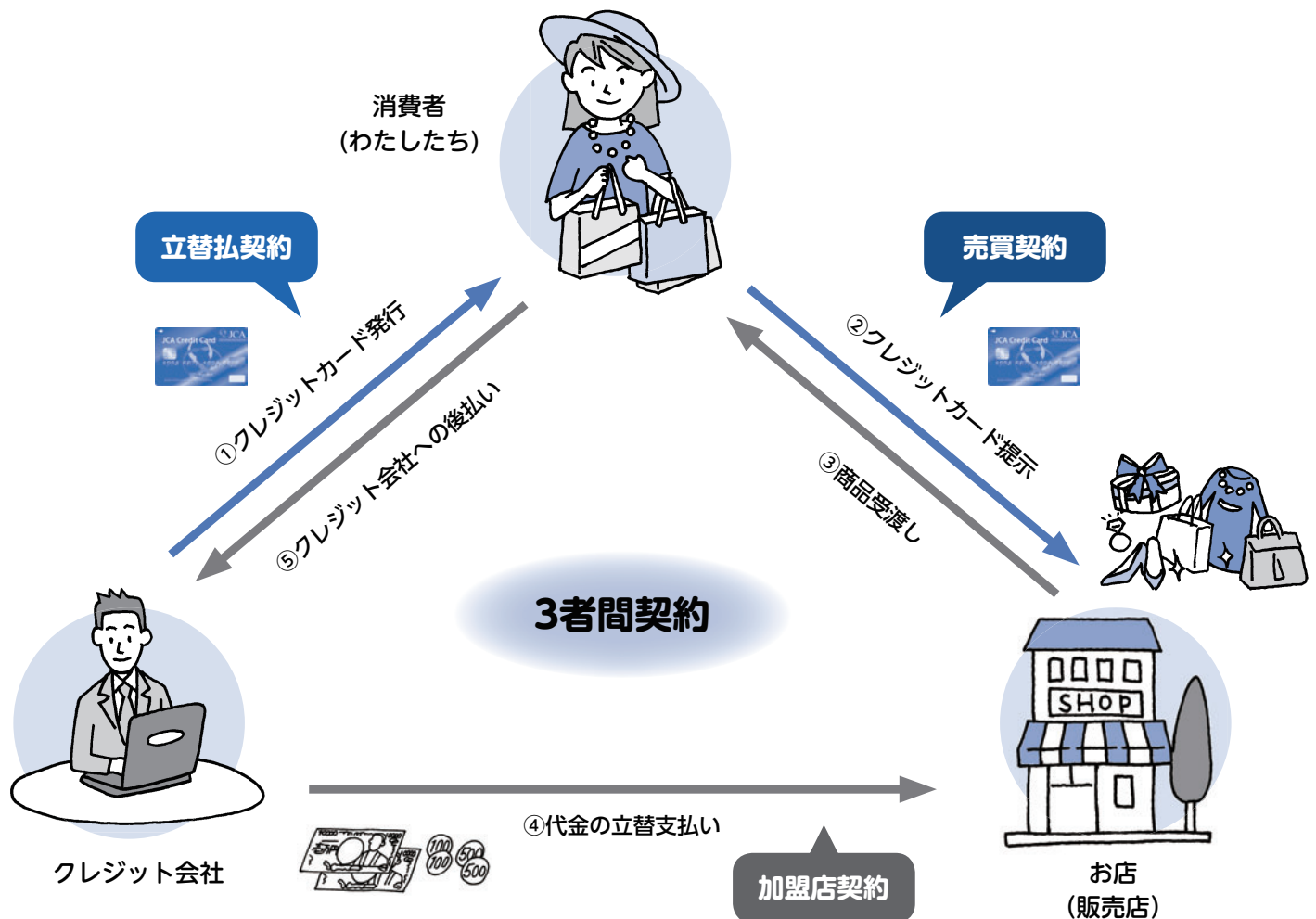
A2

③ (後で代金を支払いをするという約束のもと) クレジット会社がお店に商品の代金を立替えてくれるから

クレジットカードのしくみでは、消費者（わたしたち）・お店（販売店）・クレジット会社、それぞれ間に「契約」（「3者間契約」という）が結ばれています。

わたしたちと販売店（加盟店）の間では、商品等の受渡しに関する「売買契約」が、わたしたちとクレジット会社の間では、代金の支払いに関する「立替払契約」が、販売店（加盟店）とクレジット会社の間では、クレジットカードの取扱いに関する「加盟店契約」が結ばれています。

わたしたちがクレジットカードを使って買い物をした商品等の代金は、クレジット会社が、わたしたちに代わってお店に支払い、わたしたちは後日クレジット会社にその代金を支払うのです。



ポイントの Point!

消費者、販売店（加盟店）、クレジット会社の関係を整理してみましょう。

●クレジットカードの詳しい契約関係については『クレジット教育実践の手引き』P.2～3の「クレジット（信用購入あっせん）のしくみ」をご覧ください。

Q3

クレジットカードって だれでも利用できるの？

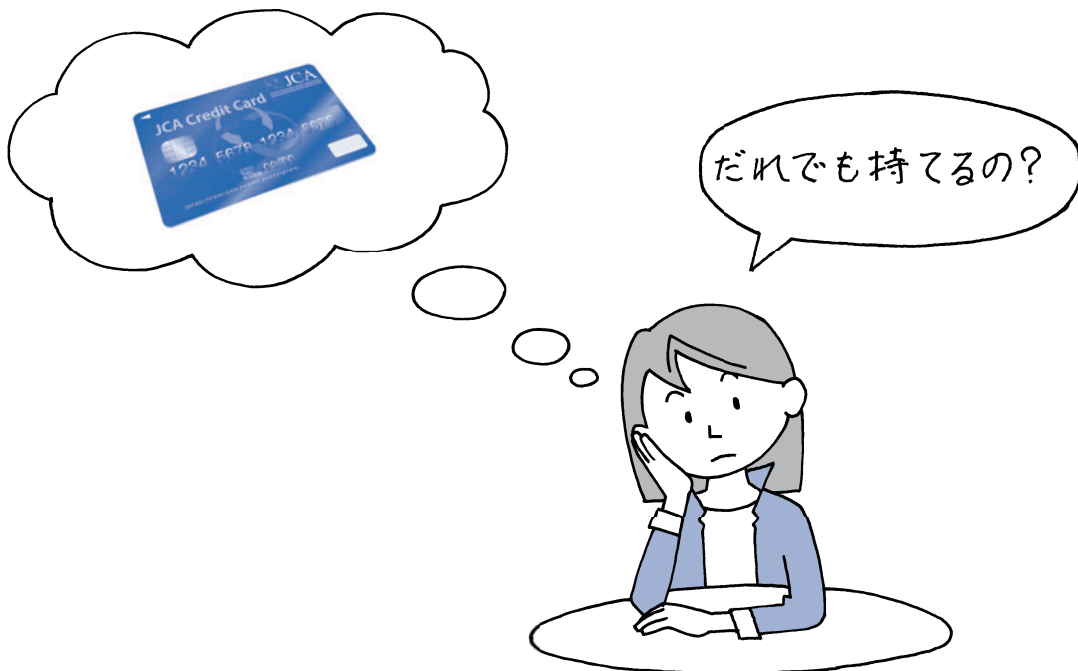
後から商品を購入した代金を支払うしくみのクレジットカード。このカードは、だれでも利用できるのでしょうか？

- ① 大人ならだれでも利用できる
- ② 銀行に預金があればだれでも利用できる
- ③ 定期的な収入があればだれでも利用できる
- ④ だれでも利用できるわけではない

回答 ()

それはなぜですか？

理由 ()



A3

④ だれでも利用できるわけではない

理由：クレジットカードをきちんと利用できる人かどうか、利用した代金を支払える人かどうかを確認するためにクレジットカード会社の審査が必要だから

クレジットカードは、誰でも利用できるわけではありません。

クレジットカードの会員となるためには、クレジットカード会社の審査を受けなければなりません。

クレジットカードには有効期限があり、利用できる金額が決まっています。クレジットカードを利用した代金は後払いですから、クレジットカードでは、『有効期限内にカードをきちんと利用できる人かどうか』『利用した代金を支払える人かどうか』を審査します。

クレジットカード会社が行う審査の判断材料となるのは、①申込者が申込書に記入した内容（収入の状態や居住形態、家族構成など）、②自社でのクレジットの利用状況、③ほかの会社でのクレジットの利用状況、などの情報です。

審査の基準は、それぞれのクレジットカード会社によって異なりますが、審査の結果、クレジットカード会員にふさわしいと判断された人が、会員としてクレジットカードを持つことができます。

なお、クレジットの法律である『割賦販売法』では、クレジットカード会社に対し、申込者・利用者の収入やクレジットの利用状況等に応じた「支払可能見込額」※を算定し、審査することを義務付けています。

※支払可能見込額については、『クレジット教育実践の手引き』P.27～28を参照。

ポイント Point!

3ページに示した他のカードと違い、クレジットカードはクレジットカード会社の審査を経て発行されるものであることの理由について整理してみましょう。

●クレジットカードの審査と信用については『クレジット教育実践の手引き』P.24～28をご覧ください。

Q4

クレジットカードって どうやってつくるの？

クレジットカードをつくるには、カードの申込書に必要な事項を記入して、クレジット会社の審査を受ける必要があります。

カードの申込書には、いろいろな項目があります。

以下の中で、審査に必要な項目はどれでしょうか？（複数回答可。実際の申込書にはないものもあります。）

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 電話番号
- ④ 身長・体重
- ⑤ 血液型
- ⑥ 趣味
- ⑦ 学歴
- ⑧ 収入
- ⑨ 勤務先（学生は学校名）
- ⑩ 好きな食べ物
- ⑪ 好きなアイドル
- ⑫ 特技

回答（ ）



A4

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 電話番号
- ④ 収入
- ⑤ 勤務先

クレジットカードの申込書には、記入する項目がいろいろあります（下の「クレジットカードの申込書（見本）」参照）。これらは、クレジット会社の審査に必要なものです。

なお、趣味や嗜好品などの項目があることもありますが、必須のものではありません。

クレジット会社の審査は、一般的に以下の順で行い、それぞれの項目をいろいろな角度から審査します。

①申込書に記入された内容の確認

申し込みが本人の意思によるものか、記入内容に虚偽はないか、収入は安定、かつ、支払をするのに十分な額か、連絡はつきやすいか

②自社における取引実績の確認

過去に自社において取引があったか、その際の利用状況はどうか。

③指定信用情報機関※に登録されている情報の確認

自社以外のクレジット会社での利用状況はどうか

①から③を総合的に判断した結果が審査の可否となります。

※指定信用情報機関：割賦販売法に基づく指定を受けた信用情報機関。詳細については『クレジット教育実践の手引き』P.29～30を参照。

クレジットカードの申込書（見本）

The image shows a detailed credit card application form. It is divided into several sections with checkboxes and input fields. Key sections include:

- お申し込みご本人について** (Applicant Information): Fields for name (フリガナ, おなまえ), date of birth (誕生日), sex (性別), and address (おとこころ).
- ご職業** (Occupation): Options for full-time (正社員), part-time (パート・アルバイト), self-employed (自営), etc.
- 収入** (Income): Fields for annual income (年収), monthly income (月収), and other income sources.
- 家族構成** (Family Structure): Fields for spouse (配偶者), children (子供), and dependents (扶養家族).
- 勤務先** (Employer): Fields for company name (会社名), address (所在地), and contact information.

ポイントの Point!

申込書には、正しい内容を記入しなければなりません。ウソの情報を記入するとクレジットカードは発行されません。

●クレジットカードの審査と信用については『クレジット教育実践の手引き』P.24～28をご覧ください。

Q5

クレジットカードが手元に届いたら何をしたらいいの？

申し込んだクレジットカードが手元に届きました。送付物の中にはクレジットカードのほかに、クレジットカードの会員規約や利用可能枠が書かれた書類が入っていました。

クレジットカードを利用する前に何をしたらよいでしょう。
考えてみてください。

回答

()



A5

クレジットカードの利用可能枠、有効期限、利用規約を確認し、カードの裏面にサインする。

クレジットカードを受け取ったら、カードの利用可能枠や有効期限を確認します。

会員規約には、クレジットカード会員が守らなければいけない大切なルールが記載されています。必ず目を通し、クレジットカードを利用している間は保管してください。

また、カード裏面の署名欄(サイン欄)にサインをします。字体や書体は特に決まっていますので、自分の字でサインをしてください。カード利用時にサインを求められた時には、裏面にしたサインと同じサインをします。

サインのないカードは利用できません。また、サインのないカードを失くして、それが不正に利用されてしまった場合、責任を問われることもあります。

【会員規約】

【カード表面】

クレジットカード会員規約

※この規約は、本会の規約の一部として、本会の規約に準じて適用されるものとさせていただきます。

第1条 (会員)

第2条 (規約の成立及びカードの発行)

第3条 (カードの利用可能枠)

第4条 (カードの有効期限)

第5条 (年会費)

第6条 (付帯サービス)

第7条 (解約)

第8条 (年会費)

第9条 (増設等)

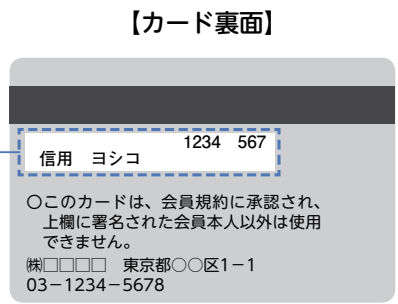
第10条 (反社会的勢力の排除)

第11条 (電子決済)

カード有効期限



署名欄



ポイント

クレジットカード会員規約の重要性や、カード裏面の署名の重要性を理解しましょう。

●クレジットカードのサインについては『クレジットカード教育実践の手引き』P.40をご覧ください。

Q6

クレジットカードの支払いって どんなものがあるの？

クレジットカードを利用した代金は、後日、後払いします。カードでの後払いにはいくつかの方法があります。

以下の中で、手数料がかかる支払いの方法はどれでしょう？

- ① 利用した翌月に一括で支払う
- ② 次のボーナスの時期に一括で支払う
- ③ 購入した商品の代金等を何回で支払うか選択し分割して支払う
- ④ あらかじめ毎月の支払金額を決めて支払う

回答 ()



多くのクレジットカードでは、利用した分を翌月に一括で払う翌月一括払いのほか、ボーナス払い、分割払い、リボルビング払いを選ぶことができます。

分割払いやリボルビング払いは、支払期間が長期間になることなどから手数料がかかります。

クレジットカードで選べる支払方法（方式）には、以下のようなものがあります。利用金額や頻度などに応じて、上手に選んで利用しましょう。

支払方式	支払の仕組み	手数料	備考
翌月一括（1回）払い	利用の翌月に一括して支払う ※「マンスリークリア」ともいう	一般的にかからない	クレジットカードが利用できるお店であれば、原則、利用できる
ボーナス払い	利用の翌ボーナス時期に一括して支払う	一般的にかからない	利用できないお店もある
分割払い	支払回数を指定し、代金を分割して月々支払う	金額・支払回数・支払期間に応じた「分割払い手数料」がかかる	・分割払いの機能がないカードもある ・利用できないお店もある
リボルビング払い (定額方式・定率方式)	「(支払)残高」(リボルビング払いを利用してまだ支払っていないお金)に対して一定の金額または一定の割合を決めて支払う	残高に応じた「リボルビング払い手数料」がかかる	・リボルビング払いの機能がないカードもある ・利用できないお店もある ・残高がある限り支払いが続く

※クレジットカードによって、利用できる支払方式や手数料率などが異なります。

ここでの Point!

クレジットカードの支払方式によって手数料がかかるものとかからないものがあることを理解しましょう。

●クレジットカードの支払方式については『クレジット教育実践の手引き』P.31～35をご覧ください。

計算してみよう！

家のテレビが壊れてしまったので、買い替えることになりました。

お店にいて、買いたいテレビ（12万円）が見つかったので、購入することにしました。分割払いとリボルビング払いを利用した場合の支払額を計算してみましょう。

1. 分割払いの場合

下の表の条件で、12回の分割払いで、テレビを購入する代金の、月々の支払額を計算してください。

商 品	： 42インチテレビ			
現金価格	： 120,000円			
クレジット会社が定める支払回数と手数料率				
支払回数	3	6	12	24
支払期間	3か月	6か月	12か月	24か月
実質年率 (%)	10.5	11.0	11.5	12.5
現金価格100円 あたりの手数料額 (円)	1.76	3.23	6.34	13.54

手数料は、商品の現金価格に「現金価格100円あたりの手数料額」を乗じて、100で割れば求められます。

$$\begin{array}{ccccccc} & & \text{現金価格100円あたりの} & & & & \\ & \text{現金価格} & \text{手数料額} & & \text{手数料} & & \\ 120,000 & \times & (\text{①}) & \div & 100 & = & (\text{②}) \end{array}$$

次に、支払総額を求めます。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{現金価格} & & \text{手数料} & & \text{支払総額} & \\ 120,000 & + & (\text{②}) & = & (\text{③}) & & \end{array}$$

最後に月々の支払額を計算します。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{支払総額} & & \text{支払回数} & & \text{月々の支払額} & \\ (\text{③}) & \div & 12\text{回} & = & (\text{④}) & & \end{array}$$

なお、月々の支払いで100円単位未満の端数が出たときには、その端数を第1回目の支払額に加算するのが一般的です。

$$\begin{array}{ccccccc} & & \text{月々の支払額} & & \text{100円単位未満端数} & & \\ \text{第1回目の支払額} & & (\text{④}) & + & (\text{⑤}) & \times & 11\text{回} \\ \text{第2回目の支払額} & & (\text{⑥}) & & & & \end{array}$$

2. リボルビング払いの場合

下の表の条件で、定額方式のリボルビング払いで、テレビを購入する代金の、月々の支払額を計算してください。

購入月	4月
第1回支払月	5月
今月の残高	120,000円
月々の支払額	10,000円（定額方式）
クレジット会社が定める手数料率	年12.6%（実質年率）
手数料の支払方式	ウィズアウト方式*

※リボルビング払いにおける手数料の支払方式には、月々の支払額に手数料を含めて払う「ウィズイン方式」と、月々の支払額とは別に手数料を払う「ウィズアウト方式」とがあります。

◎わかりやすいように、締日、支払日は考えないで計算します。

手数料は、支払残高を基に手数料を計算しますので、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{支払残高} & & \text{手数料率} & & & \text{初回の手数料} & \\ 120,000 & \times & (\text{①}) \% & \times & \frac{30\text{日}^*}{365\text{日}} & = & (\text{②}) \end{array}$$

第1回支払月の支払額は、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{月々の支払額} & & \text{初回の手数料} & & \text{支払額} & & \\ 10,000 & + & (\text{②}) & = & (\text{③}) & & \end{array}$$

翌月に残る支払残高は

$$\begin{array}{ccccccc} \text{支払残高} & & \text{月々の支払額} & & \text{翌月の支払残高} & & \\ 120,000 & - & 10,000 & = & 110,000 & & \end{array}$$

翌月の支払額は、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{翌月の支払残高} & & \text{手数料率} & & & \text{2回目の手数料} & \\ 110,000 & \times & (\text{①}) \% & \times & \frac{31\text{日}^*}{365\text{日}} & = & (\text{④}) \\ \text{月々の支払額} & & \text{2回目の手数料} & & \text{支払額} & & \\ 10,000 & + & (\text{④}) & = & (\text{⑤}) & & \end{array}$$

リボルビング払いの支払い中に、テレビ以外のものをリボルビング払いで購入しなければ、支払残高がなくなるまで、上記計算を繰り返すと毎月に支払わなければならない額を算出することができます。

リボルビング払いの支払い中に、テレビ以外のものをリボルビング払いで購入したときには、その利用金額を支払残高にプラスして計算してください。

Q7

クレジットカードって、 どこで使えるの？

クレジットカードを利用してお買い物をしようと思いますが、クレジットカードにより利用できるお店と利用できないお店があります。

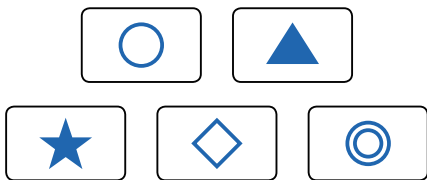
自分のカードが利用できるかは、どのように確認したらいいでしょうか。

下図を見ながら理由を考えてみてください。

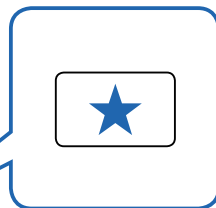
回答

()

クレジットカード
ご利用いただけます



【クレジットカード】



A7

カードの券面にあるマークと同じマークがある お店で利用できる。

クレジットカードは、カードの券面にあるマークと同じマークがあるお店で利用することができます。

多くのクレジットカードの券面には、カードの名前やカードを発行しているクレジットカードのマークに加え、「VISA」「MasterCard」「JCB」「American Express」「Diners Club」といったマークが入っています。

これらは「国際ブランド」と呼ばれており、クレジットカードを利用するネットワークを提供する会社のマークです。このマークを掲示しているお店は世界中にあり、自分が持っているクレジットカードにあるマークと同じマークのあるお店であれば、国内でも海外でも利用することが可能です。海外旅行に行くときでも日本で発行されたクレジットカードを利用することができます。

インターネットショッピングでクレジットカードを利用するときも同様です。そのインターネットのお店にこれらのマークがあるかどうかを確認しましょう。



ポイントの Point!

クレジットカードの券面にあるマークと販売店に掲示されているマークの意味を理解しましょう。

●最近では、デビットカードやプリペイドカードにも「国際ブランドマーク」を付けたものが登場しています。

Q8

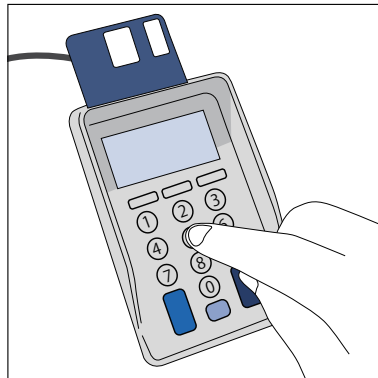
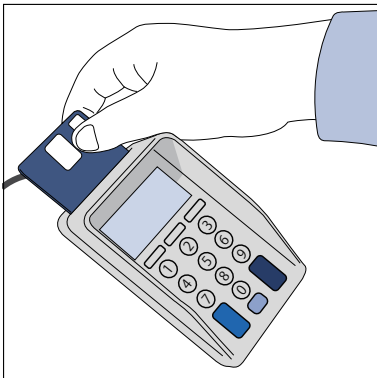
暗証番号やサインにはどんな意味があるの？

お店でクレジットカードを利用するときには、機械に暗証番号の入力を求められる、もしくは伝票へのサインを求められることがあります。
この暗証番号やサインにはどんな意味があるのでしょうか？

回答

()

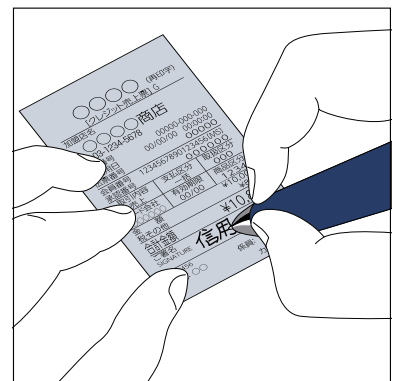
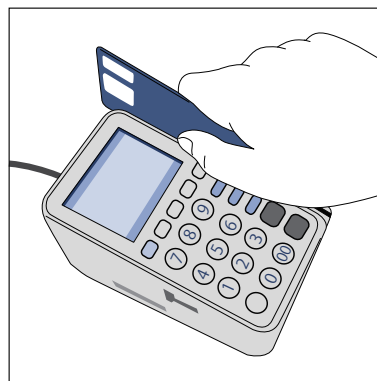
【暗証番号入力】



利用内容が表示された機械
に暗証番号を入力する

【サイン】

利用内容が記された
伝票にサインする



A8

- **お店やクレジット会社にカード会員本人であることを示す意味**
- **自分が利用内容を確認する意味**

クレジットカードを利用する際の、暗証番号入力やカードの利用伝票へのサインには、2つの意味があります。ひとつは、利用者が「カード会員本人である」ことを示す意味、もうひとつは「伝票に印字された内容（利用金額や支払方式など）を認める」という利用内容の確認の意味です。

暗証番号を入力するか、伝票にサインするかは、利用するカード（ICチップの有無など）や販売店のカードを取り扱う設備により異なりますが、それぞれ以下のような注意点があります。

○暗証番号

支払いの時にはカード申込時に自らが設定した4桁の暗証番号を入力します。

生年月日や電話番号など、ほかの人にわかってしまうような番号を暗証番号に設定していたりすると、紛失したときなどに、ほかの人に悪用されてしまう危険性があります。

また、容易にわかってしまう番号を暗証番号にしている、そのカードを紛失し、ほかの人に利用されてしまった場合には、その利用された分まで支払わなければなりません。

暗証番号は、自分だけが分かる番号にして、絶対に誰にも教えてはいけません。

○サイン

カードの利用伝票にサインをします。このサインは、カード裏面の署名欄と同じサインをしなければなりません。

カード裏面にサインがなかったり、裏面のサインと違うサインをした場合はクレジットカードの利用ができません。

モトでの Point!

クレジットカード利用時の暗証番号の入力やサインには、利用内容を認めるという意味があり、内容を十分に確認してから行うものであることを理解しましょう。

Q9

ネットショッピングでは どんなことに注意すればいいの？

ネットショッピングのサイトが安全かどうかを確認するにはどうしたらいいでしょうか？

- ① 情報が守られているマークがついているサイトを利用する
- ② 日本語で表示されているサイトを利用する
- ③ 何かあれば消費者センターに相談すればよいので何もしない

回答 ()

クレジットカードでネットショッピングをするときに、カード番号と有効期限の入力のほかに、クレジット会社に登録したパスワードの入力を求められました。

このような追加の情報を入力するサイトと入力しないサイトでは、どちらが安全でしょうか？

- ④ 追加情報の入力が必要なサイト
- ⑤ 追加情報の入力が必要ないサイト

回答 ()



A9

①、④

一般のお店での買物とは違って、ネットショッピングのサイトでの買い物は実際に商品を確認することができません。サイトの安全性や信頼性を確認することが大切です。情報暗号化技術のSSL/TSLは、そのサイトの情報管理のひとつの目安となります。

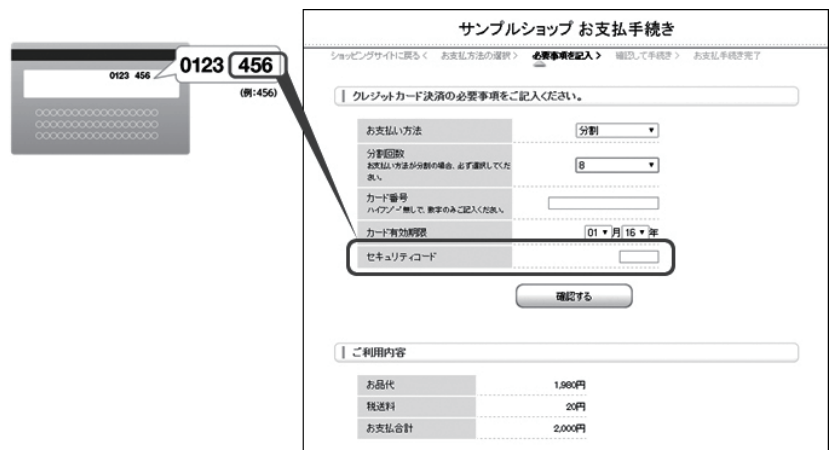
また、のちのちのために、連絡先等の確認をするとともに、買物をしたときの画面や契約確認のメールなどを保管しておくことも重要です。

ネットショッピングでクレジットカードを利用するときに最低限必要なのは、クレジットカード番号と有効期限です。ただし、最近ではカード会員になりすましての不正利用などを防ぐために、クレジット会社にあらかじめ届け出たパスワードやセキュリティコードと呼ばれるカード番号以外の数字を入力させるサイトが増えています。

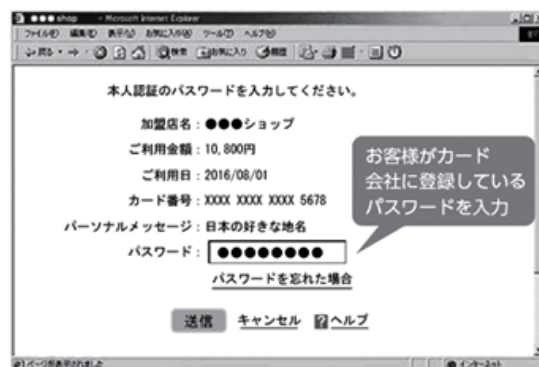
【SSL/TSLのイメージ】



【セキュリティコード入力のイメージ】



【パスワード入力のイメージ】



モテでの Point!

インターネットでは、まずサイトの信頼性と安全性を確認することが重要であること、クレジットカード利用の際には、追加情報の入力を求めるサイトの方が安全であることを理解しましょう。

●インターネット上でのクレジットカードの利用については『クレジット教育実践の手引き』P.19～20をご覧ください。

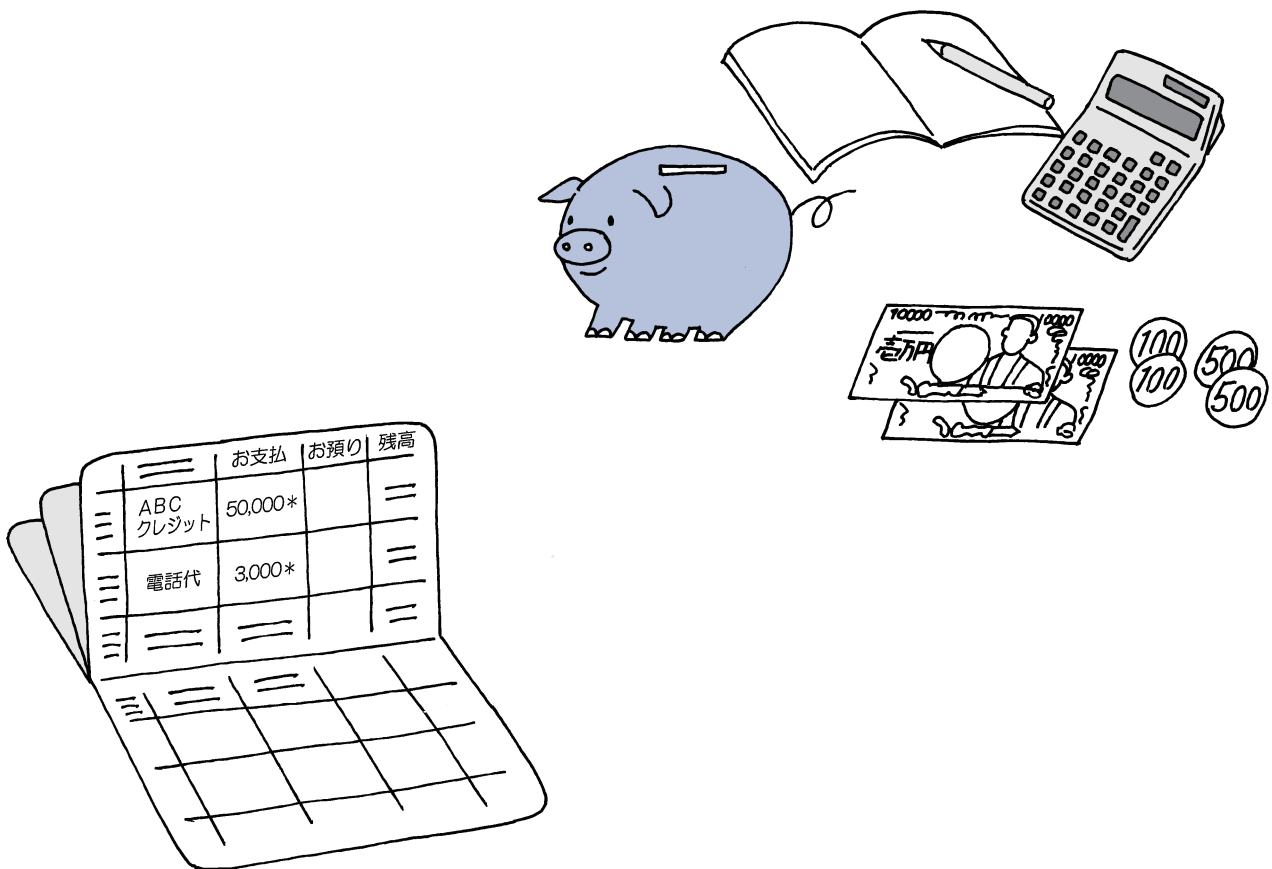
Q10

クレジットカードの利用状況はどうやって確認したらいいの？

クレジットカードの利用状況の確認や支払いの管理をしっかりしたいのですが、何をしたらよいのでしょうか？

- ① 利用した金額を記憶しておく
- ② クレジット会社から通知される利用明細を確認する
- ③ 支払いが遅れたらクレジット会社から連絡がくるので特になにもしない

回答 ()



② クレジット会社から通知される毎月の利用明細を確認する

クレジットカードを利用すると、後日、クレジット会社から「利用明細」が通知されます（封書で送られるものと、Webで確認するものがあります）。これには、いつ、どこのお店で、いくら利用したか（金額）などが記載されています。

「利用明細」は、クレジットカードを利用したときにお店で受け取った「利用伝票の控（お客様控え）」と付け合せて内容の確認を行ってください。

もし、「利用伝票の控」と違う請求や利用した覚えのない請求があった場合には、すぐにクレジット会社に連絡をして調査してもらってください。

代金の引落しができなかった場合、その事実が指定信用情報機関に登録されることもありますので注意しましょう。

①支払日と金額、②利用可能枠（ショッピング、キャッシング）

③利用明細、④リボ払いの明細、⑤リボ払いの残高、⑥分割払いの明細

ご利用代金明細書					2017年〇月〇日発行		
24〇-〇〇〇〇 神奈川県横浜市〇〇〇〇〇〇 麻生 高弘 様		JCAカード株式会社 東京都中央区日本橋〇〇〇〇〇〇 お問い合わせ先 TEL:03-〇〇〇〇-1234					
お支払日 2017年5月〇日(〇)		カード種類 一般					
お支払額合計 25,940円		カード名称 JCAカード					
		カード番号 4567-****-****-4789					
カードご利用可能枠		金融機関 〇〇銀行					
ショッピング 50万円		支店 〇〇支店					
内 分割枠 30万円		科目 普通					
内 リボ払い 30万円		口座番号 1234*****					
キャッシング 30万円							
ご利用年月日	ご利用場所	ご利用額	支払区分	今回お支払額 (内手数料・利息)			
15 04 08	JCA電気	50,000	リボ払	10,863 (863)			
15 04 10	JCA百貨店	30,000	分割払 (3)	10,200 (200)			
15 04 12	JCAストア	3,000	1回払	3,000			
15 04 14	JCAブック	2,000	1回払	2,000			
ご利用合計		85,000	お支払額合計	25,940			

リボ払い・キャッシングのお支払明細		
〇月〇日現在(今回の締切日)	リボ払い	キャッシング
① 前回お支払後元金残高	20,000	0
② 新規ご利用額	50,000	0
③ 臨時元金返済額	0	0
今回お支払額	10,863	0
④ 内元现金	10,000	0
内手数料・利息	863	0
今回お支払後残高 (①+②-③-④)	60,000	0
ご利用枠	300,000	300,000
手数料・利率(実質年率)	15.00%	18.00%
お支払コース	残高スライド方式	元利定額
毎月お支払額	下記参照	10,000

リボ払いの毎月のお支払額			
毎月締切時点でのご利用お支払額	10万円以下	10万円を超えて20万円まで	以降残高10万円増額毎に
毎月のお支払額	1万円	2万円	1万円増加

分割・2回払い・ボーナス払いのお支払明細					
お支払月	お支払予定額	お支払残高	お支払月	お支払予定額	お支払残高
5	10,200	20,400	6		
6	10,200	10,200	7		
7	10,200	0			

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払回数	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
手数料率(実質年率)	12.00%	13.25%	13.75%	14.25%	14.75%	15.00%			

ポイントの Point!

クレジットカードの利用状況を確認するための利用明細の利用明細の重要性を理解しましょう。

●クレジットカードの利用明細の確認の重要性や指定信用情報機関については『クレジット教育実践の手引き』P.16～17、およびP.29～30をご覧ください。

Q11

クレジットカードの貸し借りって、できるの？

クレジットカードを持っていない友人からカードを貸してほしいといわれました。クレジットカードの貸し借りはどのように考えればいいのでしょうか？

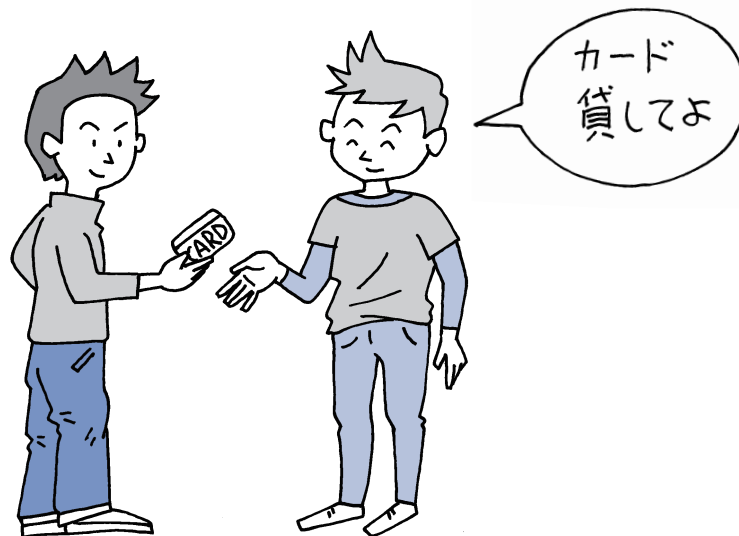
- ① 家族間での貸し借りは自由だが、友だちには貸してはいけない
- ② 親しい友だちだったら貸してもよい
- ③ たとえ家族や友だちであっても貸してはいけない

回答 ()

貸したクレジットカードを友だちが利用した場合、クレジット会社に支払いをしなければならないのは誰でしょうか？

- ④ カードを利用した友だち
- ⑤ カードを貸した自分
- ⑥ 特に決まりはない

回答 ()



A11

③ たとえ家族であっても貸してはいけない ⑤ カードを貸した自分

クレジットカードは、クレジット会社の審査を受けて、「クレジットカード会員」として認められた人にしか発行されません。

発行されたクレジットカードを利用できるのは「会員」だけです。たとえ家族といえども、ほかの人に貸したり、ほかの人から借りたりすることはできません。

ほかの人にクレジットカードを貸しても、利用分の請求は、カードを貸した「会員」にきます。カードを借りた人の利用分は、カードの本来の利用者である「会員」が支払わなければなりません。

また、ほかの人にクレジットカードを貸したことがクレジット会社にわかってしまったら、契約違反として、利用金額の全部を一括して支払わなければならなかったり、カードの利用を停止または制限されてたり、カードを回収されてしまったりします。

どんなに親しい間柄でも、ほかの人に自分のクレジットカードを貸したり、ほかの人のクレジットカードを借りたりしないでください。お金の問題だけでなく、大切な人間関係を壊してしまうこともあります。

ポイントの Point!

クレジットカードは、他のカードと異なり、クレジット会社の審査を経て会員となった本人しか利用することができないということを理解しましょう。

●クレジットカードの管理責任については『クレジット教育実践の手引き』P.41をご覧ください。

Q12

クレジットカードをなくしたら、 どうすればいいの？

財布の中を見たら、クレジットカードがないことに気が付きました。
どうしたらよいのでしょうか？

- ① 拾ってくれた人から連絡が来るのを待つ
- ② すぐに警察とクレジット会社に連絡する
- ③ どこで落としたかが分かった時にクレジット会社に連絡する
- ④ クレジット会社から連絡がくるまで特に何もする必要がない

回答 ()



クレジットカードを紛失した場合、そのカードが不正に利用されてしまう危険性があります。すぐに警察とクレジット会社に連絡をしてください。また、盗まれた場合も同様です。

多くのクレジットカードには、カードを紛失したり、盗難時のカード悪用の被害を補てんする制度があります。一般的に、クレジットカードの紛失・盗難時に、すぐに警察とクレジット会社への届出が行われていれば、使われてしまった分の支払いを免れることができますが、それには、会員がきちんとクレジットカードを管理していることなどの条件*があります。

*カードを他人に貸していないか、裏面にサインがしてあったか、暗証番号が容易にわかってしまうような証明書と一緒にしていなかったか、など。

【会員規約】

クレジットカード会員規約

（クレジット会員規約のご案内）
①本規約はお客様が株式会社××が発行するクレジットカード会員として、カードをご利用される場合の内容及び、お客様のお申し込みされたカードの規約によって、特別なサービスや特典が付け加えられている場合があります。この場合は、本契約とは別にのご案内となります。

第21条（支払停止の拒否）

- ① 会員は、加盟店から購入した商品、権利または権利を受けた役務に関する紛争について、当該加盟店との間で解決するものとします。
- ② 第1項にかかわらず、会員は、ショッピング分払い、ショッピング分払い、ショッピング2 回払いまたはボーナス1 回払いを指定して購入した商品もしくは別紙販売法に定める指定権利または権利を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が生ずるときは、その事由が解消されるまでの間、当該商品等の存在する商品等について、当該商品の支払いを停止することができるものとします。
 - ① 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。
 - ② 商品等に瑕疵、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
 - ③ 当該商品は、会員が第2 項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに両者の合意を要するものとします。
- ③ 加盟店は、本人会員が第3 項の申し出をしたときは、遅くとも第2 項の事由を認識した直後（資料がある場合には資料提出のとき）を当社に提出するよう努めるとします。また当該商品等2 項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- ④ 第2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - ① ショッピング分払いの場合において、1 回のカード利用におけるショッピング利用代金が3 万8 千円に満たないとき、ショッピング分払い、ショッピング2 回払いまたはボーナス1 回払いの場合において、1 回のカード利用における分割支払金額が4 万円に満たないとき。
 - ② 会員による支払いの停止が債権に反すると認められたとき。
 - ③ 会員によるショッピング利用が投資のために行うショッピング利用である場合は、海外でのショッピング利用である場合等、別紙販売法第35 条の3 の60 に定める適用除外事由に該当するものとします。

第22条（届出）

- ① 会員がその都合により都合するときは、当該届出の届出を行うものとします。前記の届出時に限り届出義務がある場合は、届出は当該届出義務について引続き本規約に基づき支払いを継続するものとします。
- ② 家族会員が届出する場合にも、前項に準じるものとします。

第23条（会員資格の喪失等）

- ① 会員が、以下の各号に定める何れかに該当するときは、当社は、会員に通知することなくカードの利用を停止しもしくは会員資格を喪失させることができます。ただし、又これらの措置をとると、加盟店に対し当該カードの無効を通知することがあります。
 - ① 当社に対し虚偽の申告をした場合。
 - ② 本規約の何れかに違反した場合。
 - ③ 本規約に基づく支払債務その他の当社に対する一切の支払債務の履行を怠った場合。
 - ④ 期限の利益の喪失事由の何れかに該当した場合。
 - ⑤ 当社もしくは個人信用情報機関の債権等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又はこれと同等と認められる事態が発生した場合。
 - ⑥ 第三者による利用、換金目的とした商品の購入等、カードの利用状態が適当でないとして当社が判断した場合。
 - ⑦ 会員の届出、連絡不応等当社が判断した場合。
 - ⑧ その他当社が会員として不適当と判断した場合。
- ② 会員が当社の発行する複数のカードの会員となっている場合において、その何れかについて第1 号各号の何れか一つに該当した場合、会員の所有する当社が発行する全てのカードについて、第1 項が適用されるものとします。

第24条（会員資格喪失時のカードの取扱い等）

- ① 会員が会員資格を喪失し（脱退の場合にはその届出を行ったとき）、当社は又は当社の承諾を受けた者からカードの返却を求められたときは、会員は直ちに貸与された全てのカードを切断する等利用不能の状態にした上で返却するか又は会員の責任において廃棄するものとします。会員が適切に返却又は廃棄しなかったことにより、当社に生じた責任は会員が負担するものとします。
- ② 会員資格喪失をもって、カードを利用して提供されるサービス及び会員資格に基づいて提供されるサービスは終了するものとします。
- ③ 本人会員が会員資格を喪失したときは、家族会員も会員資格を喪失します。

第25条（カードの紛失、盗難による責任の区分）

- ① カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用した場合には、そのカードの利用代金は会員の負担となります。
- ② 第1 項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社に届け出たときは所定の警備費を届け出、かつ当社の請求により所定の紛失、盗難届を当社に提出した場合は、当社は、会員に対して当社が届け出を受けた日の60 日以内のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - ① 会員が第2 項に違反したとき。
 - ② 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。
 - ③ 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または故意または過失により紛失が生じたとき。
 - ④ 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
 - ⑤ 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等が行う被害調査の調査に協力しないとき。
 - ⑥ カード使用の際、使われた暗証番号が使用されたとき（登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合は除く）。
 - ⑦ 紛争、喧嘩など悪い社会的取引の場面に紛失、盗難が生じたとき。
 - ⑧ その他本規約に反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第26条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）

- ① 偽造カード（当社が発行した会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類するものをいう。）の発行に係るカード利用代金については、会員の負担となりません。
- ② 第1 項にかかわらず、偽造カードの使用または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、会員の負担となります。

第27条（カードの再発行）

- ① 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、当社が審査を行うと決定してカードを再発行します。この場合、本人会員は、自己に貸与されたカードの返却、家族カードの再発行についても当社所定の再発行手数料を支払うものと、再発行手数料は当該再発行通知または公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合もあります。
- ② 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

第28条（届出事項の変更）

- ① 会員が当社に届け出た氏名、住所、電話番号、職業、カードの利用目的、勤務先、お支払い口座、暗証番号、家族会員等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合は、当届出の方法により変更する旨に届け出なければなりません。
- ② 届出の変更届出がなされていない場合といえども、当社は、それぞれ通知が適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る届出の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、この届出は、当社の記録を誤りなく記録保存いたします。また、会員は、当該届出事項の変更の有無の照会を求めた場合には、これに従うものとします。
- ③ 第1 項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが届着または届着しなかった場合といえども、届出義務なくとも届出されたものとみなします。ただし、第1 項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第29条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

- ① 日本国外でカードを利用する場合、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等により必要が生じた場合は、当社の求めに応じ必要書類を提出するものとします。又、外国でのカード利用の期間もしくは停止に応じるものとします。

第30条（債権譲渡）

- ① 会員は、当社が本規約に基づく債権及び権利を、当社の資金調達、流動性その他の目的のため、必要に応じて金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）又は債権回収会社（以下「金融機関等」という。）に譲渡もしくは担保提供（債権及び譲渡担保の設定を含む）その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲渡人から再び受け取ること、並びに当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の処分を行うことについて予め承諾します。

第31条（合意書締結義務）

- ① 会員は、本規約について締結された場合、譲渡のいかなにかかわらず、会員の住所、個人地及び当社の本社、各支店、センターを管轄する税務裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とするに合意するものとします。

第32条（会員規約およびその改定）

- ① 本規約は、会員と当社との間の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、当社がその内容を前面の規約の別添として通知した後会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

ポイント

プリペイドカードや電子マネーとは違い、紛失・盗難されたクレジットカードが不正利用された場合には、利用可能枠いっぱいまで使用されてしまう恐れがあります。会員規約に記載されている、紛失・盗難に関する制度などを確認しましょう。

●クレジットカードの紛失・盗難と対応については『クレジット教育実践の手引き』P.42をご覧ください。

Q13

クレジットカードの利用で 困ったことがあった場合、 どうしたらいいの？

クレジットカードを利用してお買い物をしました。家に持って帰ってみたら、その商品がこわれていました。

どうしたらよいのでしょうか？

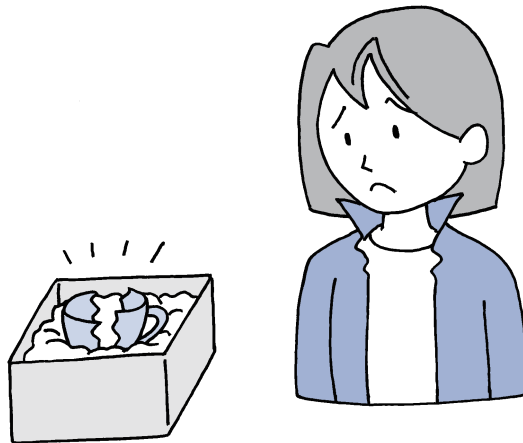
- ① クレジット会社に相談する
- ② あきらめる
- ③ 買ったお店に相談する

回答 ()

クレジットカードの今月の支払いがむずかしい場合、どうしたらよいのでしょうか？

- ④ クレジット会社に相談する
- ⑤ そのままにしておく
- ⑥ クレジットカードを使ったお店に相談する

回答 ()



A13

③ 買ったお店に連絡する

④ クレジット会社に相談する

クレジットカードの利用に関して、私たちは、お店との間で売買契約（商品等の引渡しに関する契約）、クレジット会社との間でカード会員契約と立替払契約（代金の支払い等に関する契約）を結んでいます。

それぞれの契約の内容によって、相談先が異なります。

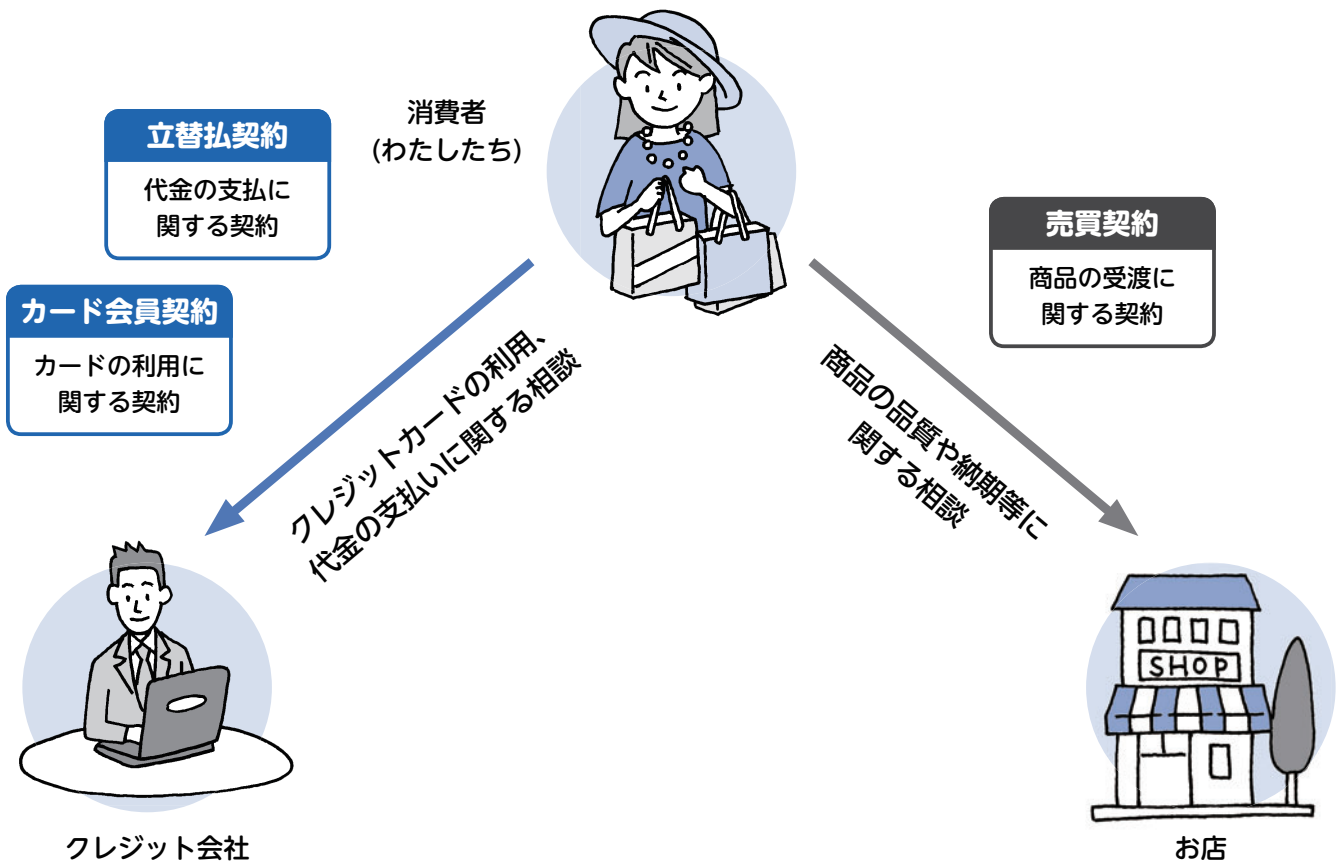
買った商品の品質や納期などの相談を、クレジット会社にしても、クレジット会社では対応できません。

また、クレジットの支払いについての相談をお店にしても対応できません。

商品がこわれていたのを交換してほしい、買った商品が届かない、頼んだものと違う商品だった、などの相談は、売買契約の相手方であるお店にしてください。

一方、クレジットカードの利用やお支払いに関する相談は、カード会員契約や立替払契約の相手方であるクレジット会社に行ってください。

クレジット会社の連絡先は、クレジットカードの裏面に記載されています。



ポイント Point!

クレジットカードの取引は、3者間契約で成り立っていますので、それぞれの契約の内容によって相談先が異なることを理解してください。

●クレジットカードの支払いに関する相談先については『クレジット教育実践の手引き』P.47～48をご覧ください。

Q14

「多重（・多額）債務」という言葉を 聞くんだけど、 何が原因でおこるものなの？

新聞を読んでいたら「多重（・多額）債務」という言葉がでてきました。どのようなことを言うのか調べてみましょう。

また、どのような原因で「多重（・多額）債務」になってしまうのか、考えてみてください。

原因



A14

多重債務は多数の事柄が複数に絡み合っ起こる

「多重（・多額）債務」という言葉があります。

これは、複数の相手に対して、とても支払うことのできない借金を抱えてしまうことです。

原因はいくつか考えられますが、単一の要因ではなく、以下の事柄が複雑にからみあって発生します。

- ① 利用者の家計管理の失敗（浪費等）
- ② 利用者の状況を正確に把握できなかった銀行やクレジット会社の審査
- ③ 予期せぬ収入・支出の変化（天災等による被災、入院など）
- ④ 雇用環境や景気など社会情勢の変化（勤務先の倒産や収入減）

多重債務に陥らないためには、日頃から、住居費・食費・通信費・教育費など収支の内訳をつけておく、生活に必要なお金といざというときのお金にわけておくなどのお金の管理や、その収支内訳に沿って計画的にクレジットやローンを利用するなど、余裕を持った収支管理が必要です。

そのような管理をせず、いたずらにクレジットやローンを利用し、その返済のために新たな借金をすることが、多重債務の原因の一つとも言われています。

万が一、支払いがむずかしくなってきた場合には、早めに支払先の銀行や消費者金融、クレジット会社に相談するとともに、地元の消費生活センターや自治体の相談窓口、日本司法支援センター（法テラス）などの公的機関に相談するようにしましょう。

ポイント Point!

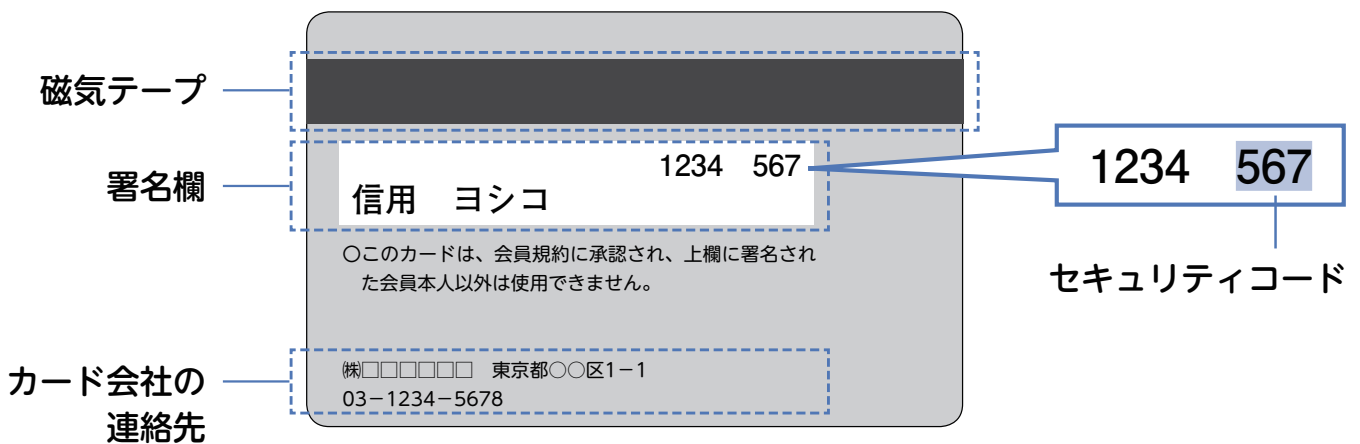
「多重債務」は、さまざまな要因が複雑にからみあって起こること、そうならないためには、計画的な収支管理が必要であることを理解しましょう。

クレジットカードを見てみよう！

【表面】



【裏面】



カード (会員) 番号	14 ~ 16桁の番号。
磁気テープ	表面と裏面にあり、カードを利用するための情報が書き込まれている。
ICチップ	カードを利用するための情報が厳重に管理されている。偽造などの不正使用を防止するため、このチップをつけたカードが主流になっている。
ブランドマーク	販売店に同じマークがあれば、クレジットカードが利用できる。
署名欄	利用時にサインを求められた時には、この署名欄と同じサインをする。サインのないカードは利用できない。
セキュリティコード	インターネットショッピング等で利用する3ケタまたは4ケタの数字。
カード会社の連絡先	カードの利用や支払いなどについての連絡先。

※資料をご希望の際には、このページをコピーしてお送りください。

一般社団法人 日本クレジット協会

平成 年 月 日

クレジット教育センター（消費者・広報部内） 行

クレジット教育用資料申込書

私は、下記の《お申込上の注意》を確認し、クレジット教育センター発行の下記資料の提供を申し込みます。所属する学校宛てに送付ください。

〒	-				
		都 道			区 郡
		府 県			市
		学校	担当教科	先生	
TEL	()	FAX		()	

教材名	サイズ/ページ	申込数
◎生徒向け教材		
よく分かる!クレジットの正しい使い方 くれじっと入門	A4/20	
クレジットワークブック [生徒用]	A4/20	
◎教員用参考教材		
先生のためのクレジット 教育実践の手引き	A4/52	
クレジットワークブック解説 [先生用]	A4/36	
三者間契約ポスター	A1判	
◎視聴覚教材		
クレジット博士と学ぶ クレジットカード入門	DVD/ 38分	

《お申込上の注意》

1. 本申込書には、必要事項を楷書ではっきりとご記入ください。
2. ご記入いただいた上記の氏名・所在地等の情報は、お申込みの教材の発送、連絡事務などのほかには利用しません。
3. 教材は学校からのお申込みを受け付けています。学校からのお申込みの場合は送料は無料です。また学校以外からのお申込みは、原則としてお受けしていませんが、使用用途によりお受けできる場合もあります。当センターにお問い合わせください。
4. 在庫に限りがありますので、なくなり次第終了させていただきます。
5. 三者間契約ポスター、DVDは1校につき1部の提供となります。
6. 複数の教材をお申込みの場合や、多部数の教材をお申込みの場合は、いくつかの梱包に分けて送付される場合があります。あらかじめご了承ください。

《申し込み・問い合わせ先》

本申込書をFAXまたは郵便で下記までお送りください。

一般社団法人日本クレジット協会
クレジット教育センター（消費者・広報部内）

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1
住生日本橋小網町ビル6階
TEL 03-5643-0011 FAX 03-5643-0081

《通信欄》 当センターに対するご意見・ご要望などがございましたらご記入ください。

	受付	担当	送付・依頼	担当	確認
当協会使用欄	/		/		